

平成28年6月2日

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（12か月）及び指示について

- 消費者庁は、CO₂排出権取引の受託及び取次ぎと称する役務を提供していた訪問販売業者のアルゴジャパン株式会社（大阪市中央区）に対し、平成28年6月1日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの12か月間、訪問販売に関する業務の全部（※）を停止するよう命じました。
 - （※）ただし、当該役務提供契約の申込みの撤回及び役務の提供を受ける者からの反対売買による決済の申出を含む当該役務提供契約の解除に係る業務を除きます。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第7条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示しました。
 1. 同社は、投資の知識、経験が乏しく認知機能が低下した高齢者等に対し、財産の状況に照らしても不適當な勧誘を行っていた。かかる勧誘行為は特定商取引法の禁止行為としておられるところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その結果について、平成28年7月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 2. 上記違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 3. 本件業務停止命令の内容について、現に契約している顧客に速やかに通知し、その通知結果について、平成28年7月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
 4. 業務停止命令発令以後の顧客からの問合せ等について、その対応結果を平成28年7月1日まで記録するとともに、当該記録を平成28年7月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- 認定した違反行為は、契約書面の記載不備及び適合性原則違反です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。

1. アルゴジャパン株式会社（以下「同社」といいます。）は、過去の顧客リストやアポイントカード等に基づき、訪問前に消費者に電話をかける等して、消費者の自宅等を訪問することにより、売買取引委託契約と称し、海外の取引所で行われるCO₂排出権の売買注文を受託し、これを海外の事業者に取り次ぐ役務（以下「本件役務」といいます。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」といいます。）の締結について勧誘を行っていました。

同社は、投資の知識や経験に乏しく認知機能が低下した高齢者等に対し、CO₂排出権取引が複雑で、多額の損失を被るおそれのある大きなリスクを伴う取引であるにもかかわらず、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていました。

同社は、平成26年11月10日に9か月の業務停止命令を受けた、株式会社あおぞら（平成27年4月14日破産手続開始。以下「あおぞら」といいます。）、株式会社みらい及びマークホールディングス株式会社（以下「あおぞら等」といいます。）のうち、あおぞらの大阪本店長（営業責任者）が代表取締役役に就任した法人です。あおぞら等の従業員が同社に転籍しており、あおぞら等が勧誘した高齢の見込客や契約者に対し、同様の役務提供契約の締結について、同様の営業手法で繰り返し勧誘を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社は、本件役務提供契約を締結したときに、役務の提供を受ける者に交付しなければならない役務提供契約の内容を明らかにする書面として、「売買取引委託契約書」と題する書面等を交付していたところ、これらの書面には、特定商取引法第5条第1項の規定に基づく特定商取引法施行規則第6条第1項の表中三の項ホに規定する「契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項」のうち、契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価の支払を請求することができない旨の内容を記載していませんでした。

（契約書面の記載不備）

(2) 同社は、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が投資の知識や経験に乏しいことにつけ込み、CO₂排出権取引が複雑で、多額の損失を被るおそれのある大きなリスクを伴う取引であるにもかかわらず、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていました。

（適合性原則違反）

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

株式会社アルゴジャパンに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：アルゴジャパン株式会社（法人番号 5120001167813）
- (2) 代表者：代表取締役 荒木 勝文（あらかき かつふみ）
- (3) 所在地：大阪府中央区南船場一丁目3番14号
- (4) 資本金：300万円
- (5) 設立：平成23年12月12日
(平成27年4月1日アラック株式会社から現商号に変更)
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱役務：CO2排出権取引の受託及び取次ぎ

2. 取引の概要

アルゴジャパン株式会社（以下「同社」という。）は、過去の顧客リストやアポイントカード等に基づき、訪問前に消費者に電話をかける等して、消費者の自宅等を訪問することにより、売買取引委託契約と称し、海外の取引所で行われるCO2排出権の売買注文を受託し、これを海外の事業者に取り次ぐ役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘を行っていた。

同社は、投資の知識や経験に乏しく認知機能が低下した高齢者等に対し、CO2排出権取引が複雑で、多額の損失を被るおそれのある大きなリスクを伴う取引であるにもかかわらず、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。

同社は、平成26年11月10日に9か月の業務停止命令を受けた、株式会社あおぞら（平成27年4月14日破産手続開始。以下「あおぞら」といいます。）、株式会社みらい及びマークホールディングス株式会社（以下「あおぞら等」といいます。）のうち、あおぞらの大阪本店長（営業責任者）が代表取締役に就任した法人である。あおぞら等の従業員が同社に転籍しており、あおぞら等が勧誘した高齢の見込客や契約者に対し、同様の役務提供契約の締結について、同様の営業手法で繰り返し勧誘を行っていた。

3. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する全部の業務（※）を停止すること。

(※) ただし、当該役務提供契約の申込みの撤回及び役務の提供を受ける者からの反対売買による決済の申出を含む当該役務提供契約の解除に係る業務を除く。

② 停止命令の期間

平成28年6月2日から平成29年6月1日まで（12か月間）

(2) 指示

同社に対し、法第7条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等を指示した。

- ① 同社は、投資の知識、経験が乏しく認知機能が低下した高齢者等に対し、財産の状況に照らしても不適當な勧誘を行っていた。かかる勧誘行為は法の禁止行為としているところであり、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その結果について、平成28年7月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ② 上記違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ③ 本件業務停止命令の内容について、現に契約している顧客に速やかに通知し、その通知結果について、平成28年7月1日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。
- ④ 業務停止命令発令以後の顧客からの問合せ等について、その対応結果を平成28年7月1日まで記録するとともに、当該記録を平成28年7月11日までに、消費者庁長官まで文書にて報告すること。

4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 契約書面の記載不備（法第5条第1項）

同社は、本件役務提供契約を締結したときに、役務の提供を受ける者に交付しなければならない役務提供契約の内容を明らかにする書面として、「売買取引委託契約書」と題する書面等を交付していたところ、これらの書面には、法第5条第1項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第6条第1項の表中三の項ホに規定する「契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項」のうち、契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供

されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価の支払を請求することができない旨の内容を記載していなかった。

(2) 適合性原則違反（法第7条第4号の規定に基づく省令第7条第3号）

同社は、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が投資の知識や経験に乏しいことにつけ込み、CO2排出権取引が複雑で、多額の損失を被るおそれのある大きなリスクを伴う取引であるにもかかわらず、消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。

6. 勧誘事例

【事例1】

平成27年夏、消費者Aの長男が仕事の帰りにAの様子を見に行ったときに、A宅に「アルゴジャパン株式会社」という見知らぬ会社の名刺があることに気づいた。おかしいと思った長男がAの家を調べてみると、同社との契約関係書類が出てきて、Aが10日程前に同社とCO2排出権取引の契約をしていることを知った。Aの長男は「売買取引委託契約書」などの契約関係書類を見て、投資経験のないAが投資経験者でも難しい内容の契約をするわけがないと思いき、Aに、いつ、誰から、どんな勧誘を受けたかを聞いてみたが、同社とCO2排出権に係る取引をしていたかどうかも含め何も記憶していなかった。お金を支払ったことすら記憶になかった。長男がAの銀行の通帳を確認したところ、契約日の前日に多額の預金が引き出されていた。キャッシュカードを持っていないAが、金融機関の窓口で下ろしたばかりの大金を無警戒に持ち歩くとは思えないことから、Aの長男は同社の営業員がAと一緒に銀行に行ったと考えている。

Aの長男は、その日のうちに同社に連絡しAの契約について清算を申し出し、消費生活センターにも相談した。

なお、Aは平成27年夏ごろから物忘れが激しくなり、平成27年秋に受診した病院の物忘れ外来で、認知症の診断を受け、現在は認知症の治療薬を服用している。また、Aは無職の高齢者であり、金融資産は預貯金のみで株や投資信託の知識や経験も全くない。

【事例2】

平成27年秋、消費者Bの親族CがBに電話したところ、Bはしきりに「考えなくちゃならないことがある。」と言った。Bの様子がいつもと違うと思ったCは、Cの義理の娘Dと、翌日、B宅に行き、同社との契約書面を見つけた。

Dは、契約書面を見て、BがCO₂排出権取引を契約していることを知り、「お母さんがおかしい契約をしているようだ。今ならクーリング・オフができるから、早く対応した方がいい。様子を見に行ったらいい。」とBの長女に連絡した。そのとき、CはBに状況を聞いたが、Bは物忘れが激しく、「男の人が家に来て、何かの契約をした。その人と一緒に車で銀行に行って、男の人にお金を渡した。」と話すだけであった。

Dから連絡を受けたBの長女は、翌日の朝一番にB宅に行った。長女がBと同社との「売買取引委託契約書」などの契約関係書類を確認したところ、Bは数日前に同社とCO₂排出権取引に係る契約をしていた。

上記以外にも、投資に関する知識、経験が乏しい消費者に対し、その財産の状況に照らしても不適切な勧誘を行っていた事例が少なくとも4件認められた。